

# 研 究

## ナチス民族理論の吟味

中 野 清 一

### 序 説

(イ) 「民族主義の復興は一の世界的事實」であるといふ。なるほど「民族主義」の聲は高く且つ廣きに及んでゐる様に聞える。だが然し「聲」としての「民族主義の復興」はそのまま直ちに具體的な事實としての民族生活そのものゝ復興を意味するものでもなければ、又この「聲」のすべてが民族生活の維持發展を眼目としてゐるとも限らない。この「聲」に耳を藉しこの呼びかけの裡に浸らうとするに先立つて私共はこの「聲」が如何なる側面から發せられ、如何なる動機に促され、最終的に何處へ響いてゆかうとしてゐるかを慎重に聞き分

けてみねばならぬ。「民族」といふ名の下にどの現實生活の集團範圍が指されてゐるか、「民族主義」といふ「民族生活」に重點をおくかに見ゆる觀點の下に何が目指されつゝあるかを仔細に吟味してみねばならぬ。徒らなる懷疑を弄び、戯れの異論をさしはさむべしと云ふのではない。次の如き事情は民族主義といふ標語の前に一應はあくまで批判的であらねばならぬ事を私共に要求しつゝあり、この要求に従ふて慎重でなければならぬといふに止る。

(ロ) 如何なる事情であらうか。先づヨーロッパの政治史は歴史的に民族といふ用語の使用がある人々の支配への要求と密接に結びついて來た事實を教へる。<sup>(2)</sup> 民族といふ言葉の概念規定が極めて多岐である姿は當體把握の至難さを反映したものであるのみでなしに(これよりも一層重要な事に)政治的關心の參與によつて概念規定が著しく左右せられた事情を物語るものである。次いで社會心理學特に群集心理學的研究は「自由」、「光輝」(„Gloire“)等の用語と並んで「民族的」なる標語が *Gemüt* に訴へ *Pathos* を促すに役立ち、従つて群集を捕捉する意圖のために屢々濫用せらるゝ事實を教へる。<sup>(3)</sup> 民族概念が「文化民族」として規定せられる場合にあつても「自然民族」として見定められる場合同様にパトスの領域への呼びかけの意圖が背後に潜在してゐる事は否むべくもなく、又「國家民族」として限定せられる場合に於ても根本の基礎づけは何等かの形に於けるミトスの中に求められてゐる事を見逃せない。(「感情民族」又は「意志民族」として把握せらるゝ場合にも事理同じき事言ふ迄もない。なほ以上の様々なる規定の種類に就ては特にチーグレル<sup>(4)</sup>、フェルスの<sup>(5)</sup>の著作参照)

最後に社會學的分析は現代社會の構造が多元的のものである事を教へる。様々なる集團形態の分岐と關心圈の對立を現實として教へる。<sup>(6)</sup> 民族の概念規定は嚴密にはこの現實との連絡に於てのみ企てらるべきである事を暗示してくれる。多くの民族主義はこの約束に背きつゝある。

(ハ) 上述の如き事情を念頭にしつゝ爲さるべき民族主義の吟味は具體的には當體的にして本來固有なる民族主義からミミクリを意味しデマゴギーを表す民族主義を峻別する作業、前者への道を通ぜしむるために後者の構造點檢を試みる事を意味する。民族主義を喋々し民族精神を云々する者必ずしもすべてが民族生活への眞摯なる思念を寄せつゝあるものではない。民族主義の冷やかなる吟味が「反民族的」である事を必ずしも意味せざるの根據は茲に與へられてゐる。

(ニ) 獨乙國民社會主義は何よりも先づ世界觀を意味する事ヒットラー其他の人々の強調する所である。<sup>(7)</sup> 而して世界觀としてのナチス理論の理論的樞軸をなすものはいふまでもなくその民族理論である。一九二〇年二月二十四日ミュンヘンに於てヒットラーに依て署名せられたナチス綱領も一九三〇年三月同様ミュンヘンに於て發表せられた黨本部聲明書もその隅々に到るまで民族理論を以て色彩づけられてゐる。この民族理論をそのまま表面的に受け容るゝならば、そこでは「獨乙民族性の發揮は獨逸國家を興隆せしむる原動力として、又獨逸國家を鞏固ならしむることは即ち獨逸民族性を保護し發揮するの道として考へられて居る。」(矢内原忠雄氏<sup>(8)</sup>) として印象し、それは「有機的世界觀の擡頭」(土方成美氏<sup>(9)</sup>) を意味するものとして感受する事も出來よ

う。だが然しナチス民族理論そのもの、内容に仔細に立入つてみるならば、この民族理論が一方に於てはその實「ゲルマン人種論」をその基調として含む一種の「人種主義」の復活を意味しており、他方に於ては獨裁支配を辨護づけるための「質」の原則、「人格」の原理、「服従」の論理を展開するための一種の「煙幕」として説かれつつある姿を見逃せぬ。以下ナチス民族理論の構造を吟味してみよう。

### 一、「民族理論」と「人種主義」

ヒットラーは一九三三年九月二日、ニュルンベルヒに於けるナチス黨第五回大會に臨んで何よりも先づ「國民社會主義は世界觀である」事を強調してゐる。<sup>(10)</sup> 國民社會主義運動は政權把握を究極の目的とする政黨運動ではなくして世界觀を實現すべき「固有なる天來の使命」<sup>ミッソニョ</sup>を擔ひつゝあるものであるが故に、國民社會主義革命は一九三三年一月の政權獲得を以て終つたのではないと云ふ。世界觀運動である事を力説する根本の理由が其の實、政權維持のための大義名分を掲げようとする點に存するものではないかといふ穿鑿は姑く措かう。又この世界觀が思想體系としては極めて疎雜單純なるものであり首尾整はざるものである事も茲では問はない。唯この世界觀の面目を理解しうるものは「悟性的なる人々の悟性」ではなくして「素朴な、將に滅びようとしてはゐるが健全な人間」の「情緒、心情、本能」のみとして考へられつゝある點を冷靜に吟味するならばこの間の事情が明らかになるであらう事を附記するに止めよう。

さて世界觀としての國民社會主義の（尠くとも當面の事情に關はる限りに於て直接なる）抱負は如何なるものなであらうか。ローマンはナチス運動を特徴づけるものは「民族的國家」てふ「二つの言葉」であるといふ。(11)「民族國家」の實現が當面の眼目なのであらう。「國民社會主義の課題はわが民族發展の確保である」とヒットラー自らもいふ。(12)ナチスの齎らさうとする「新王國」も、ナチスの指導者である「ヒットラー」も「民族」への奉仕をその直接なる課題としてもつ。「新王國は理論ではなくして唯全くわが民族の保持に捧げられたるもの」(ヒットラー) であり「國家は……生ける民族の奉仕者」(ローマン) なのである。スタイナーは「ハ」はこの第三王國に於ける國家と民族との關係を稍詳細に述べて次の如く云ふ、(13)「民族とは本質共同體であると共に體驗共同體たるものだ、本質共同體であるといふのは言語、血統、系統の共通、文化、慣習、歴史、ミトス、土地及び氣候の共通といふ意味に於てであり、體驗共同體であるといふのは民族の不斷なる新形成づけの意味に於てだ。……民族は真正なる共同體としてその價值に於て個人に先行する。個人はその生命を全體からうけとる。……我々は民族共同體、民族體、民族我について云々するが民族の一切の部分が共同所屬と共同生活とを意識した時に我々はこれを國民と呼ぶ。一切の自然的な秩序と同様に民族も又その統一と全體とを必要とする。この事は民族と國家との關係に關して本質的な事である。……各個人の中に非人格的な力として働きかける共同體は一度び成立した後は一切の妥當する現實法に、先だつものであり、一切の現存權力とは内面的に關りなきものである。……かくして我々が國家を民族から由來せしめようとする時、それ故に國家を何

等か重要ならざるもの又は副次的なものを見做してゐるのではない事を鋭く且つ明らかに強調せねばならぬ。……我々が國家を民族よりして基礎づけ、その被制約性を認むるといふ當しくこの事によつて、こゝから、民族を外に向ふて保護し、内面的には民族の深淵から力の生き生きした流出が恒にみらるゝ様に組織づけるため、國家にとつてのその價值、その使命、その力、その權力が発生して來るのである。」こゝでは全體が個人に先立つといふ普遍的な普遍主義の原理が掲げられ、パウエル的な「運命共同体」の觀念が巧みに援用せられ、民族は全體として個人にのみならず國家にも先立つ事、國家の存在理由は唯民族に奉仕する限りに於て現はるゝ事、換言すれば民族、國家の觀念が説かれてゐる。獨り國家のみが民族の奉仕者ではない。ヒットラーも又「民族から出發し民族の基礎の上にたつてゐる。」(ローマン)かくして國民社會主義的世界觀の基調は一應は民族主義であるかの様に見える。しかもナチス理論家は異句同音にナチスの民族主義は在來通行の「常套的」なる民族主義には非ずして全く新形態に於て、且又眞正なる意義に於て出現したるものである事を力説する。フランス革命に於けるブルジョアジーの政權獲得のためにする空しき標語にすぎなかつた所の「民族主權」の理論とは全くその面目を異にしつゝあるもの、従つて又「議會的ニデモクラシーの原則」に於ける「民族總意代表」の原理とも截然として區別される所の「二十世紀的國民主義」(ローマン)であり「醇化せられたるデモクラシー」(ゲーベルス<sup>(14)</sup>)であると説かうとする。だが然し如何なる徵表に於て新しき二十世紀的國民主義であり、如何なる點に於て醇化せられたるデモクラシーであると云ふのであらうか。「自由」、「平等」、

「人類」等の標語を欺瞞的な「常套語」として斥けるナチス理論家はこの問ひに現實的に具體的に答ふるだけの用意をもつてゐなければならぬであらう。而してこの解答はあまりにも意外な方向に於て現實的に具體的に與へられようとする。意外なる方向に於てとこゝに云ふのは民族主義の名の下に扮装されつゝあつた本來の狙ひ所の面に於てといふ意味であり、しかもなほ現實的に具體的にといふのはこの本來の眼目とするものゝ露呈が極めて大膽率直になされてゐるといふ意味である。即ちナチス理論家がその據る所の國民主義の新しさ、眞正さの徴表として私共の前に掲げ出してくるものは次の二つの事柄である。その第一は獨裁者による民族意志の代表。その第二はアリヤ的北歐的人種主義の原則。而して後に述べる様にこの二つの事柄は相互に獨立なる原理として樹立せられつゝあるものではなくして後者はその實、前者の基礎づけのために援用せらるる關係にたつてゐる事に着目するならば新しさ、眞正さの所以は結局に於て獨裁政治の原則が民族自治に結びついてゐる點に求められてゐるといふ事も出來よう。がこゝでは敘述の便宜のために一應二つの徴表を區別し、第一のものに就いては次の項に於て窺ふ事として先づ第二の點を述べてみよう。

ナチスの掲ぐる民族主義が「常套的」なる民族主義ではない所以をヒットラー自ら述べて次の如く云ふ、<sup>(15)</sup>「國民社會主義は……わが民族における様々なる人種的實體の存在を認める。わが民族の生活表現の全貌を刻印したこの混合それ自體を否定しようなどとはしない。わが民族の内面的な人種的な編制によつて我々の諸能力のフォルマルな範圍が定められてゐる事を知つてゐる。だが然しその（國民社會主義を指す—中野）願ふ所はその英雄

主義によつてその内面的素質によつて様々なる諸要素から獨逸民族一般を始めて作つた所のかの人種の外貌と表現とをわが民族の政治的文化的支配が擔ひ保つといふ事だ。その故に國民社會主義は永遠の淘汰原則に對してと同様に血、人種、及び人格の價值づけに左袒しようとし、かくして平和主義的、國際的デモクラシーの世界觀とその成果とに意識的に斷乎たる對立を示さうとする。」私共はこゝに國民社會主義的民族主義の著しき特徴が人種主義、しかも曾て獨逸民族の統一を成就しえた人種のみを支配の中心に据えようとする人種主義に於て語られてゐるのに氣づく。(それのみではない、より重要な事に民族的能力が人種混合に負ふ事を認めつゝも一人種のみを支配の地位にたゞしめようと要求してゐる點に於て民族主義がその實、人種主義の煙幕にすぎない事を露呈しつゝある。この點は後に再説しよう。)又ナチス黨綱領はその第四條に於て「國家人たりうるものは唯民族人たるものみに限る。民族人たるものはコンフェツシヨンの如何を問はず唯獨逸的血統のものたる者に限る。従ふてユダヤ人は民族人に非ず。」<sup>(16)</sup>と大膽に宣言する。民族主義がその結局に於ては人種主義に外ならない事を率直に表明しつゝあるものである。ナチス民族主義にいふ所の「民族」とは「ドイツ種族」の事だつたのである。「ドイツ種族」といふ概念が架空のものに過ぎぬ事は後に説く。)かくしてこの限りに於てはナチス世界觀の根幹をなす民族主義は「人種的健全と Erbrüchigkeit は一般に國家(又文化)の前提」であるともみる意味での人種主義なのである。

このナチス的人種主義のナチス理論家による基礎づけ及びそれへの批判を企つるに先立つて一應この人種主



義が全面的に社會・經濟の領域にわたつて適用せられてゆく姿を瞥見してみよう。

先づ歴史解釋の觀點として人種主義が採用せられてゐるのを見る。私共は既に佛蘭西革命前後の理論闘争の中に人種主義的歴史解釋の萌芽が與へられてゐる事<sup>(17)</sup>、最初の體系的な人種主義理論家であるといはれるゴビノーが「デモクラシーと一八四八年の革命の印象に對する反感」(ヘルツ)に驅られつゝ社會發展の理法を人種の純粹性の確保にかゝるものとして理解する立場から歴史を解釋しようとした事<sup>(18)</sup>、チャンパーレンが十九世紀文化の源泉を尋ねる事から出發しつゝゴビノーとは異なり人種混合の事實を歴史發展の動力として解釋する點に迄立到つてゐる事<sup>(19)</sup>を知つてゐる。同様な觀點がナチス理論家によつて復活せしめられつゝあるのを見るのである。例へばローゼンベルヒは大要次の如くに説く。<sup>(20)</sup> ヤコブ・バホーフエンは“Sumpfkultur”の概念を中心として古代社會史を叙述しようとする。希臘以前の歴史段階は一定の國家なく社會なき Sumpfkultur の状態にあつた。この形なき混沌の中から聽て希臘が生成して來た。しかも聽て又この希臘自ら Sumpfkultur のうちに轉落したといふ風にバホーフエンは歴史を辿らうとする。だが「事實に於ては希臘文化は前希臘的なものゝ中から生れ出て來たのではなくして希臘文化は激しき戦ひに於てこれにうちかち、これを征服したのである。北歐民族的な父權が非北歐民族的な母權を征服し、太陽神、蒼空神が夜と地上の女神等を征御したのである。……」希臘が滅びたのは太初に還つたのではなくして前亞細亞とアフリカの民族混沌の中に没入したのである。北歐的なヘレネ民族の支配は曾て自ら征服した種族によつて奪還せられたのである。「様々なる種族

精神のかくの如き闘争、これこそ今日、我々にとつて世界史及び文化史の軸點なのである。……我々にとつて新しい歴史は恒に、新しい人種が他のものを征服した時に始まる。……ヒットラーが「もしこの世界に……文化的相貌を規定する二三の種族が存しなかつたなら人間文化一般について云々する事は全く不可能とならう。その任に當るものは氣候でもなければ教育でもなくして攝理によつてかくの如き才能を恵まれてゐる人間自體のみである。」といふ觀點を歴史の上に援用し來つてアリヤ文化の偉大さは他種族と結合——それも人種混合の意味に於てはなくして「組織化的目的共同體」を結成する意味に於て（これは政治的支配の意味に外ならぬ。）——してのみ現じ得たとみる<sup>(21)</sup>のも人種主義的歴史解釋の一例とみる事が出來よう。

外交政策の基調も又人種主義に於て求められてゐる。一般に外交政策上の觀點を誇張しその實現を強行するために屢々人種的對立が人爲的に措定せられ、人種理論が外交政策上のイデオロギーとして現れてくる事特にロッフエンスタイン<sup>(22)</sup>によつて指摘せられてゐる所であるが、ナチス理論家も又この常套手段に訴へようとする。再びローゼンベルヒを例にとる。彼は「國民社會主義の本質構造」てふ著作に於て次の如く考へを進めようとする。中央黨、民主黨、社會民主黨によつて支持せられた外交政策の基調は世界戦争は獨逸國民自體に向つてなされたるものではなくしてカイゼル、諸侯及び軍閥に對してなされたるものに過ぎぬと説く點に潛む。かくの如き理解の仕方は賠償金の屈辱的甘受を獨逸國民の指彈から辯護するための索強附會に過ぎぬ。ワイマール外交政策はその實、「創造的獨逸民族の不俱戴天の敵」に力を藉しつゝあるものに外ならぬ。又ワイマール諸

政黨は獨逸と佛蘭西との間の圓滿協定を勸告する。だがこの協定策はその實、ユダヤ的政黨としてユダヤ族發展に協力する佛蘭西に最大の好意を寄せつゝある民主黨及び社會民主黨の自らのためにする欺瞞策に過ぎず、その眼目とする所は「大金融コンツェルンの合同、國民主義的獨逸の除斥、フランス的強權政策の甘受」に外ならぬ。中央黨さへもローマ教會の「長女」としての佛蘭西に好意を寄せつゝあるものにすぎぬ。……又ローゼンベルヒは第五回黨大會に於て述べて曰く「擬似國民主義的であれ普遍主義的であれ何れにせよ一切の古き觀念はその一理念を一切の諸民族の上に支配的であらしめやうとしその諸制約の下に極めて多様な人種を隸屬しようとする。だが今日の國民主義はかくの如き「發展」を強要しようとはせず、歴史を類型解明として理解し其故に外交政策を文化精神とこれから生成してくる國家の自然な區劃づけとして把握する。我々は黄色人種の自決性を承認し彼等の領域内に於ける彼等の人種精神に應ずる文化の建設を希望するものであるし、黒人が「ヨーロッパ化」しようとする事を拒みはするが白人支配の唯中にあつてのその個性の確保を願ふ。だが然し我々は相對立する人種混合の教説を否定せんとするものである。」<sup>(23)</sup>

更に轉じて經濟に關しても又人種主義の觀點が把持されつゝある事を明らかにしてみる。ナチス黨綱領の中からこの點に關聯する條文を摘録してみよう。第七條「我々は國家が何よりも先づ國家人の生計可能及び生活可能を念慮すべき義務を有する事を要求する。もし國家の全人口を扶養する事にして不可能なる場合には外國人（國家人に非ざる者）は國外に撤去すべきである。」第十二條「一切の戰爭が民族に負擔せしむる財寶及び

人間の巨大なる犠牲に鑑み戦争による個人的致富は民族に對する犯行として擧げられねばならぬ。その故に我々は一切の戦争所得の剩す所なき没収を要求する。」第二十三條第三項「獨逸新聞への非獨逸人の金融的參與、又はその支配を法律的に禁止する。この禁を犯すものに對しては所罰として參與せる非獨逸人の即時國外追放と共に該新聞經營の閉鎖を要求する。」其他第十三條に關してもナチスの人々は人種主義的「人格」の觀念を中心としつゝ解釋してゐるし、一般に經濟統制の基礎的觀念が中世ツンフト生活への回顧に出發する「ゲルマン的經濟倫理の復興」といふ事に求められてゐるのを見る。一九三〇年三月發表の黨本部聲明書中に披瀝せられた農業政策の出發點も農民を「人種的甦生の源泉」として見る立場におかれてゐるのを發見する。(農相ダルレエの解釋には恒にこの觀點が保持せられてゐる。<sup>(24)</sup>) ローゼンベルヒは「生得才能」と共に「人種的健全性」が「國家」の前提である所からして一切の政策は「血統確保のための手段」たる事を志すべきだと説きその故に「經濟も又生物學的、使命をもつ」事を強調しようとする。<sup>(25)</sup>

法律解釋に關する人種主義的觀點に就いては既に田中耕太郎氏が吟味せられてゐる。氏はナチス法律哲學に於ける基調を指摘し獨逸古法復興の要求が「歴史法學派の主張」以外に「人種の純粹性の維持及び其の健全化」といふ……新なる要求」を含んでゐる事を述べ、この「人種法則的法律理論」の觀點が「人種政策」に於ても「國際法觀」に於ても援用せられてゐる事を検討してゐる。<sup>(26)</sup> こゝでは蛇足の様ではあるが若干のナチス支配者の所説をひき來つてこの種法律觀の一般を窺知するに資してみよう。ゲーリングはいふ、「國家の新精神は司

法行政に於ても又現れてこねばならぬ。法律は最早抽象的な、民族から全く遊離した法があるといふ見解に基いてはならぬ。血統と土地とによつて規定せらるゝ民族の様式は習俗、風習の中に意識的にか無意識的にか工作づけられてゐる。かゝる生ける風習を國家的に保護せられた規範にまで高めること、これが法律の課題である。「フランクはいふ、「血統と土地とはよつてもつて獨逸の法律を生成せしむる要素である。」又曰く、「觀察の中心に我々は人種概念をおく。人種概念と並んで名譽の保護をおく。法は獨逸の人々をしてこの名譽の保護を民族全體の、各人が呈示せねばならぬ代表者の保護として注視せしむる様に教化する事によつて名譽を保護する。」(人種概念が名譽のそれと並びおかれ、この名譽の保護が法律の目的とせられ、しかもこゝにいふ名譽が代表者の名譽に外ならず、その間服従の論理が巧みに織りこまれてゐる事に注目すべきである。——中野) 更に又フライスラーはいふ、「民族自體の、換言すれば長世紀にわたつて生長した處の血縁共同體及び運命共同體の保護を私は思念する。かゝる血縁共同體——人種——の保護は現在の刑法には全く考へられてゐない。」(茲にいふ現在の刑法とは「國民社會主義的刑法」に非ざる刑法を指してゐる——中野)

以上私共は人種主義の觀點が様々な領域に於て強調せられつゝある事を見て來た。この強調を理由づける理論的根據は如何なるものであらうか。ナチス支配者は如何なる理由を掲げて人種主義のとるべき所以を明かにしようとするのであらうか。ヒットラーは「人種と遺傳法則」の「曉」が又「アリヤ民族の黎明」が到來したと揚言する。この「到來」は如何なる點に於て妥當にせられ基礎づけられてゐるのであらうか。ナチス支

配者及びナチス理論家のこの間に對する答解は區々として一致せず、曖昧を極めるのみならず他愛のないものだといつても酷ではない。しかも如何なる説明の仕方がなされるにしても恒に「健全なる、自然なる本能論」<sup>〔Gesinnungsphilosophie〕</sup>への逃げ路が用意せられておりその本體を捕捉する事は容易でない。だが然し私共は人種主義高調の現實的基礎を吟味するためには煩雜を厭はず他愛のないその理論的基礎づけに一應耳を藉す必要があるであらう。以下彼等の説明の仕方の主なるものと思はれるものを三部類に分ちつゝ述べてみる。

先づ第一に「傳統主義」的な基礎づけが企てられてゐる。ロツフェンスタインは國民主義は啓蒙主義を母胎としながら普遍主義に轉じ聽て浪漫主義に没入した後、保守主義的な傳統主義的な相貌をとつて再現してくる事をのべてゐるが<sup>(28)</sup>國民主義又は民族主義は傳統主義と結びついた時に最も潑刺(！)とした姿に於て現れて來るのを恒とする。従つて人種主義も又その強調のために傳統主義を最も屢々援用して來ようとする。ヒットラーの説く所を聞いてみる。「様々なる種族圈ラッセンゲルンから合成せらるゝ民族は如何なる民族と雖も二つ又は三つの解釋によつて同時に規定されそれに従ふて構成せらるゝといふ事は持續的には不可能な事である。かゝる事は早晩必然的にかくの如き反自然的な結合の崩潰に導く。もしこの事が避けらるゝべきならば如何なる人種的部分がその本質によつて世界觀的に貫徹しうるか、分岐點だ。<sup>(29)</sup>人種混合民族の場合にあつてはその中の一人種が支配的地位に上る事がその民族發展のために必須だといふのである。では如何なる理由を有し如何なる地位にある人種が支配の地位に上る事を許されるのであらうか。ヒットラーは答へる、「持續的には一切の作られたる

ものは會て創造の擔當者であつた者と同一の力によつてのみ保持されうるといふ認識から出發しながら國民社會主義はわが獨逸民族の形成を數千年にわたつて促進し且つ貫徹した所の部分（ゲルマン民族を指してゐる——中野）の本質を獨逸民族の中に於て支配的影響と従つて又最も明白な成果にまで就かしめようとする。<sup>(29)</sup> 民族體を「會て生命づけその組織化的能力によつて結束し強化した」所の「中樞民族」、「會て政治的成立と發展の擔當者」たりし「基礎民族」がこの「傳統」によつて「人種主義的デモクラシー」の支配者たりうるといふのである。<sup>(30)</sup> 一見して明らかである様にこの傳統論の背景にはアリヤ人種のみ政治的支配の才能を天賦的にもつておるといふ信念が潜んでゐる。傳統論的人種主義論の中には「選良民族」の觀念が基調として含まれてゐるのを恒とする。その限り傳統による基礎づけはその實、支配への要求によつて基礎づけられてゐる。従つて傳統による人種支配の基礎づけは結局支配への要求による基礎づけを意味する。ヒットラーの説明はこの常套を脱してゐないといつていい。唯傳統といふ言葉のもつパトスに訴ふるデマゴギー的な要素の故に傳統論的人種主義は民族支配の有力なる方便たりうる。

第二に超越論的な説明の仕方がなされる場合がある。「人口政策及び人種問題啓蒙局長」グローツの説明の仕方がその著例である。曰く、「人々は次の如くに云ふ。——……——一切のこの地上に於ける人種は神の思想であると。我々も又これを信じ且つその故に、神の思想が混亂し不首尾となつて茶番に終らぬ様血統と血統との純粹なる區別を要求する。」「我々がわが獨逸民族を破壊から又は異種血統の流入から救はうとするのは政治

的必要のみではなく又同時に自然的風習と道徳との超時間的な法則に準じての權利であり義務なのである。…國民社會主義とその新國家は…我々をして再び創造者の意志の下に首をたれしめ、自負せる恭順さの中に、我々に課題として課せられたものを實現せしむべく…試みようとするものに外ならぬ。<sup>(註)</sup>人種原則、人種支配の根柢が超越的意思の中に求められてゐるのである。だがこの原理論がかりに妥當だとしても特定の人種による支配の基礎づけが直ちに與へられて來るのではない。

第三に性格學的な人種學的な説明の仕方が存在する。この兩種の説明の仕方は必ずしもその基調を一にしてはゐないが前述第一、第二のものとは異なり「科學的」であるかの様に説明されてゆくといふ特徴を共通にしてゐるといふ意味で便宜上一括しておく。先づ性格學的な説明を聞いてみる。ローゼンベルヒは大要次の如く説かうとする、國民社會主義的世界觀の「基本前提」である「血統價值についての信念」はマンチエスター系統の自由主義者が非難する様な「淺薄なる唯物論」を意味するものではなくもつと深きに根ざしてゐる。一定の創造的精神、一定の性格、一定の精神的舉動は恒に一定の人種と結びついてゐる事を表明しつゝあるものに外ならぬ。天才的で英雄的なジークフリード型がゲルマン人の精神的範型であり、「欺瞞者、詐偽相續者たるヤコブ」がユダヤ人の理想型であるのは決して偶然でない。…(このローゼンベルヒの説明は次に述べるものと結びついて全體としての意味をもつものである。)…ユダヤ人はその「一定の性格の結果として大なる貨幣力」を掌握した。獨逸民族はユダヤ人解放以來次第に滅亡へと引づられて來た。ユダヤ人との混血は性格を不



具ならしめ精神力を萎微せしめたものだ。云々。<sup>(32)</sup> 一定の性格、精神力は恒に一種族に固有なるものであり、従つて他種族との混血はこの特質を損傷するものであるが故に人種主義が樹立されるといふのである。この混血に對する「性格論的拒否」はグローツに依つても又述べられてゐる、曰く「かゝる混血の齎す結果は民族が自ら自身との又自らの過去及びその歴史の價値との分離を招來し従つてその力の源泉を失ふに到るといふ事だ。」<sup>(33)</sup> 私共はかくの如き「性格學的」らしき説明に對して次の如く批評する事が出來よう。近時の性格學的研究は性格を「人種」との双關々係に於て見ず、人種混合の所産たる民族との連絡に於て規定しつゝある傾向を示してゐる。のみならずよし「人種」との連絡に於て性格を歸屬せしめようと試みても人種學的研究は「純粹人種」の存在を否定してゐる！ 上述の如き説明の仕方は科學的に基礎づけられてあらざるドグマを出でない。この點後に更めて説く。次に「人種學的」であるかの如き説明の仕方を窺ふて見る。ローゼンベルヒは「獨逸民族はユダヤ人なくしては人種的に統一的ではない事」「故に人種的基礎の上に立つ國家樹立の實際には實施せられ得ず、唯種族間の軋轢を大ならしむるに過ぎぬ事」「従つて國民社會主義的人種思想は反民族的であり反國家的である事」を非難して止まぬ「ユダヤ系新聞」の論調に答へて大要次の如くにいはうとする。人種學に従へば歐羅巴には各々性格、氣質、精神的舉動を異にする略五種の人種存在する事が明白であり、その中獨逸民族は比較的混血を示さずその八割はゲルマン族である事疑ひを容れぬ。この北歐ゲルマン族は他の歐羅巴民族を同化しこの同化によつて豊さを加へはしたが本來のすべての價値を失はなかつたものである。今日に於ても

ゲルマン民族は遙か古代のメガラ文化の時代からビスマルクに到る迄そうであつた様に「獨逸の名譽と自由の價値の擔載者」としてその使命を敢行しようとする。故に人種思想は破壊的要素に非ずして結束的要素だ。否ユダヤ民族によつて滅亡せんとした民族に統一を齎し國家性を興へようとする究極的な結束手段だ。……云々<sup>(84)</sup>「獨逸民族」といふ觀念は唯「Gemit」の中のみ存するといはれ<sup>(85)</sup>、獨逸民族が隅なき混血によつて成立してゐると人種學者が嚴密に立證してゐる<sup>(86)</sup>にも拘はらずローゼンベルヒは大膽に「純粹ゲルマン人種」の信念をしかも「人種學」の名に於て呼號しつゝある。他種族を「同化しつゝ」と述べつゝ（この「同化」はあくまで政治的組織的同化に止るとヒットラーは思慮深く限定してゐる。）しかもなほその本來の價値を失はないといふ事が如何にして可能であつたかの穿鑿は姑く措くとしても、同化作用の唯中にあつて本來の價値を失はざりし程に強靱なゲルマン族が、何故にユダヤ族を追放せねば自らの存在を保ち能はぬ様な状態に立到つたのであらうか。人種主義を基礎づけるために「人種學的」認識を援用してゐるのは却て一方その「人種學的」認識そのものゝ妥當せざる所以を暴露し、他方人種主義が何等か爲めにする煙幕にすぎぬ事實を露呈する結果に陥入つてはゐないであらうか。

以上私共はナチス民族理論の重點が人種主義にある事及びこの人種主義基礎づけの姿が如何なるものであるかを概觀して來た。叙述紹介の間に折々の斷片的な批評を加へてもおいたが、茲に更めて總括的な批判を試みねばならぬ順序となつた。

一般に人種理論に關して今日に於ける自然科学的及び社會科學的研究は如何なる論斷を最も妥當なるものとして提示しつゝあるのであらうか。今その主なるものを個別的に掲げながらその一々との聯絡に於て既述の如きナチス人種理論を批判してみる事とする。

先づ第一に嚴密なる意味での自然科学的人種學的研究は人種概念は恒に混血の所産たる所與について概括的な生理的特徴の相對的辨別に據る措定たる事、従つて「純粹人種」の如きもの全く存在せざる事、又人種の分類に關しても觀點及び方法に就いて意見の分岐ある結果として普遍妥當なる斷案に到達しおらざる事、更に又人種別を可能にする生理的特徴の措定にも増して人種別の線に沿ふ精神的素質の擧示が至難の事に屬し、この點に關する意見の分岐が甚しい事を教へつゝある。<sup>(37)</sup> その限りナチス人種理論は先づその「純粹人種」論に於て非科學性を示し、次いでそのゲルマン人種特有の性格論に於てランドスベルヒの所謂「ジャアナリスチック」な獨斷論に陥入りつゝある事を露呈しておるといはねばならぬ。グローツは混血による民族の身體的性格的墮落を論じつゝあるが「この假定に對する唯一の確固たる科學的證明は事實に於て存してゐない。」(ヘルツ<sup>(38)</sup>) 又ヒットラーは歐羅巴人種中に於けるゲルマン人種の文化的政治的支配の事實を力説しつゝあるが、嚴密なる人種學的「研究は歐羅巴については特殊なる人種混合によつて文化的全盛時代が齎らされたものである事を明にしてゐる」のであり、一般に「歐羅巴に對する『北方人』の文化的業績優越の問題は慎重に論議さるべき餘地がある。」(ランドスベルヒ<sup>(39)</sup>) それのみではない、英雄的な果斷な行動能力特に戰鬥能力を北方的ゲ

ルマン的人種に固有なるものとしてローゼンベルヒは揚言するが「……正しく北方人種の眞の代表者たるスエーデン人、ノルウェー人は久しきにわたつて戦争等してゐない、……」(ヘルツ<sup>(40)</sup>)かくしてナチス人種理論に於ける「純粹人種」の「純粹」とは事實としての純粹には非ずして要請としてのそれであり詳しくはナチス支配圏の、換言すれば獨裁範圍の純粹さを意味するに過ぎず、ゲルマン人特有の性格への呼び掛けもナチス支配圏の存立を確保するための前提としての大衆的自己陶醉への呼びかけにすぎない。ローゼンベルヒがユダヤ系新聞の非難に應へて「人種思想」が「結束的要素」である事を強調しつゝあるのは當しく語るに落ちたものだ。

第二に社會科學的分析は先づ多くの人種理論が(特に政治的)イデオロギーである事、次いでイデオロギーとしての人種理論には共通なる一定の「性格」が存在する事を指摘し明らかにしてゐる。前者から述べよう。私共は既にアリストテレースの人種理論が奴隸論に結びついてゐる事、後者が前者によつて合理づけられてゐる事、否立入つて云ふならば後者基礎づけの必要の存する限度に於て前者が企てられてゐるに過ぎぬ事を知つてゐる。<sup>(41)</sup> 獨りアリストテレースのみではない、近世初頭に輩出した啓蒙理論家の人種理論もその殆んど凡てが「社會的任務、社會的成果、そのための闘争から發足する」所の「純粹イデオロギー」(ランドスベルヒ)以外の何ものでもない。ナチス人種理論の文献的根據はゴビノーの「人種不平等論」であるかにみえるがこのゴビノーの所説は何よりもまづ「デモクラシーと一八四八年革命の印象に對する嫌惡」から出發したもの

であつた。自由主義をくまなく覆さうとする意圖の下に企てられたものであつた。<sup>(42)</sup> プルジョアジの要求に屹抗する丈けの人種學的根據(一)を封建君主に提供せんとする見地からして試みられたものであつた。革命が人種學的に價値劣れるケルト人種の優等人種たるゲルマン貴族に對する挑戰を意味するものである事を論證するためになされたものであつた。歴史的起源に於ける三種族の存在を措定する事から説き起しつゝその後の人種異動の線に沿ふての歴史の展開が叙述せられてゐるが、既に出發點に於て白人種特にアリア人種の優越が想定せられ、其後の歴史叙述は唯このアリア人種の優越性を論證するために展開せられてゐるにすぎぬ。かくしてゴビノーはゲルマン人種の崇高性を極力論證しようとして人種理論を樹立したのであつたがこの論證をナチス理論家等は見逃す筈がない。ナチス人種理論の大部分の基礎づけはゴビノーの所説のうちに求められてゐるといつても過言ではない。だが然し皮肉な事にゴビノーはゲルマン人種論を企つるに當つて、彼自らが佛蘭西人である立場を忘れずなるほどゲルマン人種禮讚を説きはしたが、今日の獨逸人を壓倒的にゲルマン系統のものに見做さず寧ろ蔑視的な論鋒を向けてゐる。勿論ナチス人種理論に於けるアリア人種優越論は大戦直後の「北方人種論」に淵源しつゝあるものであり(この後者はゴビノーに直接依據しつゝあるものであるが故に<sup>(43)</sup>) 間接にゴビノーに基礎づけを求めつゝあるものであるとはいへ、ゴビノー所説中の好都合なる部分のみを援用しつゝある事は明らかであり、この點を別としても「自らの集團の特權高調……に役立つ」(ロッフエンスタイン)處あらうとあるイデオロギー的人種理論にすぎぬ事は疑ひを容れない。マックス、ウエパーの所謂<sup>(44)</sup>「政

治的行動への意志のポテンシアルな爆發」を秘み隠してゐる限りでの人種理論に過ぎない。次いで第二の點即ちイデオロギー的人種理論に共通する性格に就いて社會科學的分析の教ふる所を聞いてみる。(イ)先づ第一に指摘し得られる共通點は自らの人種のみを選良人種とみる傾向である。「一切の人種對立(論)の背後には何等か選ばれたる民族の思想が潜む。」(マックス、ウエバー<sup>(45)</sup>)「價值獨占の傾向」「ランドスベルヒ<sup>(46)</sup>」である。(然しこの傾向は嚴密に云ふならば一般の人々に潜む自己優越感に訴ふる事によつて政治的支配可能の地盤を作り出さうとする傾向と云ひ改めらるべきであらう、今はこの點に立入らない。)ゲルマン族の特殊性格の強調が科學的に立證されてゐるものでない限りナチス人種主義も又この傾向を共通にする。(ロ)第二に擧げらるべきは自らの人種の恆常性を主張する傾向である。社會的歴史的事情による具體的變化、自然的事情による實質的推移に關はりなく會てあつた如く(これが既に獨斷なのだ)その如く今もあり明日もある事を經驗的研究の指摘等顧みる事無く強調する傾向である。社會的歴史的自然的事情による變質推移が明白になると必ず精神力における恆常性に據つてゆくのを恆とする。ヴォルトマンが「混血にも拘はらざる偉大さ」をゲルマン人に歸屬せしめたのも<sup>(47)</sup>ヒットラーがゲルマン族の歐羅巴各人種の同化活動を政治的文化的組織的の意味に外ならぬ旨を附記する事を忘れなかつた(前出)のもこの傾向の現れに外ならぬ。(ハ)第三に「傳統論」的傾向を共通に持つ。これが前述(ロ)の傾向から必然的に歸結されてくる事も、又ナチス人種主義がこの點でも例外をなすものに非ざる事も特記する必要がないであらうし、この「傳統論」的傾向がパトスに訴ふる事多き故を以て

極めて屢々意識的にその効果を期待しつゝ援用される事も言ふ迄もない。(二)人間を先づ人種として一義的に規定しようとする人間哲學及び歴史の存立發展の契機を恆に人種的事情に求める歴史哲學を第四の共通點としてもつ事ランドスベルヒの指摘したるが如くである。<sup>(48)</sup>所謂「血統のミトス」を中心としつゝ人間及歴史を解明しようとする傾向である。科學的に立證されないこの「ミトス」が政治技術的には有力な暗示効果をもつものである事は論を俟たぬ。ナチス人種主義も又この常套に従つてゐる。

かくしてナチス人種主義は非科學的なナチス支配のためにする政治的イデオロギーにすぎぬ。客觀的事實として先づ人種あり而してその上に政策が樹立されてゐるのではなくして、政策先づ與へられそこから人種規定が歸結されてゐるにすぎぬ。勿論ナチス人種主義論者はこの如き吟味に對しては最も有力なるかに見ゆる駁論を用意し忘れてはゐない。「知」を斥け「性格」を強調し、「思惟」を排して「本能」、「情緒」を中心に据えようとする傾向の中にこの用意が見られる。<sup>(49)</sup>「本能」に訴へ「情緒」に基づけばこの「血統のミトス」が明瞭に肯かれてくるとする駁論であり「中樞思想」の單純性をそ豐さの記號であり「尊むべき精神態容と有機的多元性の證明」<sup>(50)</sup>であるとする觀點に基く駁論である。私共はこの一種の不合理主義の立場を決して否定するものではない。だが然しこの不合理主義論が政治的支配の事實と結びついて現れる場合には恆に慎重なる態度を以て臨む事を要する。ナチス人種理論家がこの種立場に立つての駁論を用意しつゝある事實こそ、この人種理論の性質が如何なるものであり何のために樹立せられたかを最も有力に自暴する事實に外ならぬ。

## 二、「民族主義」と獨裁制

ナチス民族主義をして新しきもの固有なるものであらしめる他の徴表は、獨裁者による民族意志の代表制の中に求められつゝあるのを見る。如何なる意味如何なる根據に於いてであらうか。私共はこの點を追究する事によつてナチス民族理論の理論構造上の究極點が何處に存するかを明らかに知る事が出来る。

ナチス支配者及び理論家は先づ消極的に佛革命の齎らした十九世紀的國民主義が眞正なる國民主義に非ざる點を指摘する事から出發しようとする。この古き國民主義は「平等なる國民の概念」(ローマン)を基礎觀念とするものであり、「量が質を保證するといふ信念」(ローゼンベルヒ)をその中核とするものであり、「折衷主義」(妥協)(ローゼンベルヒ)をその行動の原則としてもつ。第一の點に就いてヒットラーは次の如くそれが空しき「常套語」に過ぎぬ事を難じようとする。「本質を平等にし態様を平等にする人間、従つて又能力を等しうする人間は必然的に又その業績に於ても平等であらう。この前提は完全に人種統一的な民族に於てのみ妥當する。かゝる前提を受容する時にはかゝる人々の行動の個々の成果は凡ての人々の一般的平均にのみ呼應するものとなる。……多くの個人を一人の意志の下に總括する可能が與へられてゐない結果として偉大な行績はなさるゝべくもないが故に、平均に於て作られた人生の財寶といふ場合には全く貧<sup>プリミティブ</sup>しき價值のみが問題であるに止る。」「デモクラシーの名に於て、人々は凡て國家を管理し得、又は國家の管理を選擧し得るといふ事が勿體ら



して論證せられてゐる。だがそれは自家撞着だ。もし人間が平等な能力の故に凡て平等に國家を管理し得るものであるなら私有財産權思想の把持は不當であるのみでなしに愚味な事だ。然らずしてもし人間が現實的に國民の凡ての作られたる物質的文化的財寶を共同の所有として共同に管理する地位にないのであるなら、況んや國家を共同に統治する地位にあるのではない事は尙更の事だ。<sup>(51)</sup> かくして凡ての人々は「素質」を異にし、「價值」を異にする故に平等原則の上にたつ「議會組織」は「民族を扭ぢ歪めないでも折り曲げようとする」ものであり「素質的に支配の地位にあらざるもの支配」「ブルジョアジーの支配」を強辯するための「常套語」にすぎぬといふのである。このヒットラーの平等原則への駁論が妥當であるかないかの吟味は今の場合私共にとつて無用である。唯この駁論の仕方の中に人間不平等論が直ちに獨裁論と結びつけられてゐる事、及び私有財産に執着する人情の機微を狙ひつゝその蔭に巧みに政治的領域から多くの人々（獨裁者を除く凡ての人々といつてもいゝ）をして退場せしめようとしつゝある事を窺知すれば足りよう。第二の「量が質を保證せんとする信念」に關してローゼンベルヒは「民族主權」と呼ばれ「民族總意」と名づけらるゝものゝ正體は「神秘的なる選舉に於て一政黨又は一法律に投ぜられた投票の機械的な合算」にすぎず、「價值評價」なき「唯物論的表象」を意味するものと説き、<sup>(52)</sup> ヒットラーも又問題の斷案を民意に委ねるといふ事は「一般大衆に支配者自らのもつ以上の判斷力を期待する」といふ意味に於て「支配者の降伏」に外ならないと説く。<sup>(53)</sup> こゝでもナチス支配者の好んで用ふる「淘汰原則」「英雄主義」が露骨に現はれてゐる。第三の點、「折衷主義」に關してロー

ゼンベルヒはそれは「數多の理念の結合からして何等か特に偉大なるものが構成しえらるゝとする」考方であり「精神的創造力の缺乏を表示する處の主知主義的試み」であるとして非難する。<sup>(54)</sup> かくしてナチス理論家に從へばこれら三箇の觀念又は原則を基礎とする十九世紀的・フランス的・議會主義的國民主義は天來的にその素質を異にする人々を平等に政治に參與せしむる事に依つて「民族價值」を無意味なる「平等價值」にまで墮せしむるものであり、量的單位の「妥協」によつて民族發展の可能を奪ふものであるが故に固有なる國民主義ではあり得ず、「質」の標準、「淘汰原則」の上に立たざるものであるが故に真正なる國民主義ではあり得ないといふのである。凡ての人々の意志が「質」を標準として「淘汰」せられ躍んでられた獨裁者の下に從屬せしめられてあらざるが如き國民主義は虚偽だといふのである。

積極的に言ふならば「委託によつて民族が權力的に統治せらるゝ」如き「近代的國家構成」を有する事がナチス民族主義をして「崇高なる様式のデモクラシー」たらしむる所以のものであり(ゲーベルス<sup>(55)</sup>)「投票を知らず選舉を有せず唯權威、規律、責任及び服従のみを知る」如き組織、「確固たる管理體統」を有する事がその真正なる徴表である(ヒットラー<sup>(56)</sup>)と説くのである。だが然し私共は茲で問を發せねばならぬ。この「委託」は何によつて表現せられ、この「服従」は如何なる根據によつて妥當づけられてゐるのであらうか。この點に關するナチス論者の回答は簡單明瞭を極める！ 曰く「民族意志の現實的な表現」は「論理的には民族保持のためにする一つの意志であり得るのみ」(傍點中野)であり「民族のその存在を主張せんとする意志は民族の最も

優れた頭腦に於て最も明瞭に且つ最も効果的に現れる」(ヒットラー<sup>(57)</sup>)と説明せられ服従に關しては民族「理念」の代表者たる「人格」<sup>(58)</sup>「支配者」に服従する事は「己れ自らに忠實」なる所以だ(ローゼンベルヒ<sup>(58)</sup>)と説かるゝに止る。かくして「委託」は支配者によつて論理的に想定せられたるものであり、委託者による委託ではない。固よりナチス論者はこの道行を合理づけるために委託設定者たる支配者は「民族保持」を念願し且つ「最も優れた頭腦」を有するが故に、この論理的設定は現實的表現たりうると辯疏しようとする。だがこの辯疏が妥當なるものであるためには先づ「最も優れた頭腦」が「最も明瞭」にして「最も効果的」なる表現である所以が明にせられ、次いで現實の支配者が論理的に要求せられつゝある支配者と一致する事が證明せられねばならぬ。服従を妥當づけるためにもこの二點が明にせられねばならぬ。この點に關してナチス論者は價值又は質の標準を持出し民族生活への「寄與」を標準としてある人格の優越を斷じようとし、暗にナチス支配者が偉大なる寄與を果したる人格者であり、従つて民族生活の優れたる代表者であり、その限り絶對的な服従を要求しうる地位にある事を示さうとする。だがこの「寄與」はその實、奪つて「與へ」たる種類のものではなかつたか。「寄與」の後にこれを根據として服従が要求せられたのではなくして、先づ服従が強制せられその上に掲げられた「寄與」の自稱ではなかつたか。私共はナチス論者の民族主義を獨裁制との連絡づけの理論に耳を傾けつゝ中世から近世への過渡期にかけての專政君主が自らを「國民の具象化」に擬さうとした論理を想起する。獨逸國民社會主義をして二十世紀的のものであらしめ、真正なるものであらしむる根本のものはその

實、(ヒットラー自らが屢々非難する處の)「常套的」な原則ではなかつたか。ナチス民族理論は自ら民族主義的要素を排除し去つた所に真正なる民族主義が具現すると強辯しつつあるものではないか。

既に見た様にナチス人種主義論がナチス民族理論の基礎であり、而して前者が支配圏の純粹化を基礎づけるために試みられてゐるものに過ぎないとすれば、ナチス民族理論は獨裁制論のためにする理論的煙幕であり、ナチスゴキータ的な扮装に止る。

——一九三四・五・五——

- 1) 矢内原忠雄, 「民族と平和」3頁。(中央公論昭和9年4月号所載)
- 2) F. Hertz, Wesen und Werden der Nation, in der "Nation und Nationalität" 1927, S. 21.
- 3) Max Weber, Grundriss der Sozialökonomie, 2 Auf., 1927, S. 226 f.  
A. Vierkandt, Gesellschaftslehre, 2 auf., 1928, S. 449 f.
- G. Reiffenstein, Zur Soziologie der Nationalismus, in der "Nation und Nationalität," 1927, S. 170 f.
- 4) H. O. Ziegler, Die moderne Nation, 1931, S. 19 f.
- 5) J. Fels, Begriff und Wesen der Nation, 1927, S. 74 f.
- 6) R. Meivier, Community, 1917, 及び H. Laski, A grammar of Politics, 1930 参照
- 7) A. Hitler, Die Reden Hitlers, 1934, S. 22, 及び W. Gehl, Der nationalsozialistische Staat, 1933, S. 24 f.
- 8) 矢内原忠雄, 上掲論文, 3頁.
- 9) 土方成美, 統制經濟政治機構, 昭和8年, 第2章.
- 10) A. Hitler, a. a. O., S. 22.
- 11) K. Lohmann, Hitlers Staatsauffassung, 1933, S. 22.
- 12) W. Gehl, a. a. O., S. 7.
- 13) *ibid.*, S. 9 f.
- 14) *ibid.*, S. 30.
- 15) *ibid.*, S. 9.
- 16) A. Rosenberg, Das Wesensgefüge der Nationalsozialismus, 1932, S. 74.
- 17) F. Hertz, Rasse, im Handwörterbuch der Soziologie, dritte Lieferung, 1931, S. 459.

- 18) *ibid.*, S. 460.
- 19) P. Sorokin, *Soziologische Theorien*, 1931, S. 63 f.
- 20) A. Rosenberg, a. a. O., SS 13—14.
- 21) A. Hitler, a. a. O., SS 33—34.
- 22) G. Roffenstein, a. a. O., S. 162 f.
- 23) W. Gehl, a. a. O., S. 204.
- 24) *ibid.*, S. 69 f.
- 25) A. Rosenberg, a. a. O., S. 33.
- 26) 田中耕太郎, 「ナチス的法理念の思想的分析及び批判」(中央公論昭和9年5月號所載)参照。
- 27) W. Gehl, a. a. O., S. 150.
- 28) G. Roffenstein, a. a. O., S. 177.
- 29) A. Hitler, a. a. O., S. 23 f.
- 30) W. Gehl, a. a. O., S. 28 f.
- 31) *ibid.*, S. 23.
- 32) A. Rosenberg, a. a. O., S. 12, S. 16.
- 33) W. Gehl, a. a. O., S. 22.
- 34) A. Rosenberg, a. a. O., S. 18.
- 35) G. Roffenstein, a. a. O., S. 180.
- 36) Müller-Friedefles, *Allgemeine Sozial-und Kulturpsychologie*, 1930, S. 72.
- 37) F. Hertz, a. a. O., S. 462 f.
- 38) *ibid.*, S. 463.
- 39) L. Landsberg, *Rassenideologie und Rassenwissenschaft*, im *Zeitschrift für Sozialforschung*, Jg. II, Heft 3, 1933, S. 400.
- 40) F. Hertz, a. a. O., S. 463.
- 41) *ibid.*, S. 459.
- 42) *ibid.*, S. 460.
- 43) G. Roffenstein, a. a. O., S. 163.
- 44) Max Weber, a. a. O., S. 223.
- 45) *ibid.*, S. 223.
- 46) L. Landsberg, a. a. O., S. 389.
- 47) F. Hertz, a. a. O., S. 461.
- 48) L. Landsberg, a. a. O., S. 395.
- 49) A. Rosenberg, a. a. O., S. 59 f.
- 50) *ibid.*, S. 11.
- 51) A. Hitler, a. a. O., S. 35 f.
- 52) A. Rosenberg, a. a. O., S. 15.
- 53) A. Hitler, a. a. O., S. 18.
- 54) A. Rosenberg, a. a. O., S. 61.
- 55) W. Gehl, a. a. O., S. 30.
- 56) A. Hitler, a. a. O., S. 43.
- 57) *ibid.*, a. a. O., S. 17 f.
- 58) A. Rosenberg, a. a. O., S. 7 f.